

## 八王子市立石川中学校 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底し、いじめの発生を未然に防ぐことができる学校作りを推進する。

### 2 主な取り組み

(1) 全ての教育活動を通して、どの生徒もいじめの加害者にさせない取り組みを推進する。

人権教育を充実させ「いじめは絶対にゆるされない」という指導の徹底を図る。

- ①生徒のストレスを軽減し、人間関係のトラブルがいじめに進行しないよう、手立てを講じる。
- ②生徒に「自己有用感」をもたせる実践を推進するとともに、「分かる授業」の推進を通して学校生活での生徒のストレス軽減を図る。
- ③学校便り、学年だより、学校ホームページ等を通して石川中学校のいじめ対策の周知を図る。

(2) 道徳教育等の充実を図る。

- ①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、生徒の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(3) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「学校いじめ対策委員会」を毎週木曜日に開催する。全生徒の情報を共有し、組織的に対応する。  
また、スクールカウンセラーとの連携を強化する。年度始めに全保護者に対して「見守りシート」配布、回収し、家庭との連携を密にして、早期発見に努める。
- ②学校いじめ対策委員会を中心に「いじめについてのアンケート」を毎月実施する。
  - ・いじめに関する生徒アンケートを全校一斉に実施する。
  - ・早急に対応が必要な時は、組織的かつ迅速に対応する。
  - ・状況により、結果（実態）を公表し、学級指導及び家庭における啓発資料として活用する。
- ③スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
  - ・1学期中に1学年全生徒を対象に、スクールカウンセラーとグループ・個別面談を実施する。
- ④生徒が学級活動・生徒会活動の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論する機会を設ける。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。  
※セーフティ教室の実施やファミリーe ルールなどを活用する。

→学校いじめ対策委員会構成員：校長、副校長、主幹教諭、学年主任、学年生活指導担当教員、養護教諭 計11名 開催は、週1回（毎週木曜日）

### 3 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめの事実確認を徹底して行う。

※事実に応じて、いじめ対策委員会が中心となり、組織的に適切な対応をとる。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。

※いじめを受けた生徒を守る配慮、体制をとる。

(3) いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

(4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

### 4 重大事態への対処

(1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

### 5 「学校いじめ防止基本方針」を見直すためのプロセス

本校は、いじめ防止等に向けてより効果のある取組を実施するため、基本的な方針が本校の実際の姿に合ったものとなり、機能しているかを年度ごとに点検して必要に応じて見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(1) 学校いじめ防止基本方針を保護者会や学校説明会、学校ホームページ等で公表する。

(2) 道徳地区公開講座や授業公開等で学校いじめ防止等の取組を地域に公開する。

(3) 保護者・地域向け学校評価アンケートにより、評価する。

(4) 学校運営協議会で学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。